



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
2月1日(火)  
第275号

## 目次

### 告示

- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 55
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 58
- 土地改良区定款変更の認可..... 58
- 道路の区域の変更..... 58
- 道路の供用開始..... 59

### 公告

- 基本測量の実施..... 59
- 都市計画事業の施行..... 59

### 人事委員会

- 令和4(2022)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠の実施..... 60

## 告示

### 栃木県告示第35号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定に基づき、令和4(2022)年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和4(2022)年2月1日

栃木県知事 福田 富一

森林計 画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度(単位 ha)					
			水源 <sup>かん</sup> 滴養 保安林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	計
那珂川	大田原 地区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。)、那須塩原市(塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。 )及び那須郡那須町	454.54	52.49	0.10			507.13
	那珂川 中流地 区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	316.28	128.01		6.74	2.00	453.03

那珂川 鬼怒川	矢板地区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、蓼沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	475.33	115.08	1.06	0.96	592.43
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島に限る。）、河内郡上三川町及び芳賀郡（茂木町を除く。)	39.04	32.97		8.12	80.13
同	今市地区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町					

		砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,075.72	153.80				1,229.52
鬼怒川	日光地区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	324.92	152.66				477.58
同	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	165.38	42.28				207.66
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	919.35	181.46				1,100.81
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、						

	上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。)及び下都賀郡	378.81	137.48		1.80		518.09
計		4,149.37	996.23	1.16	17.62	2.00	5,166.38

(森林整備課)

栃木県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年2月1日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施術者		施術所	
	氏名	住所	名称	所在地
令和4(2022)年1月17日	植木 肇	小山市大字横倉466-10 (小山市東城南2-9-5南マンション201)	菜のはな訪問マッサージ (らいふマッサージ治療院足利店)	小山市大字羽川37-6 (足利市田中町939-1ハーモニーハイツ101)

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年2月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区	令和4(2022)年1月19日
泉地区土地改良区	令和4(2022)年1月19日

(農地整備課)

栃木県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年2月1日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年2月1日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 羽生田上蒲生線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
177	前	下都賀郡壬生町幸町三丁目3390-126から 下都賀郡壬生町幸町三丁目3385-97まで	24.6～25.0	30.7	
	後	下都賀郡壬生町幸町三丁目3390-126から 下都賀郡壬生町幸町三丁目3385-97まで	24.6～25.0	30.7	

栃木県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年2月1日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年2月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道121号	下都賀郡壬生町大字上田300-1から 下都賀郡壬生町大字上田205-2まで	令和4（2022）年 2月1日

(道路保全課)

**公 告**

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年2月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業地域  
県内全域
- 3 作業期間  
令和4（2022）年1月1日から同年3月31日まで

(監理課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年2月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
足利佐野都市計画道路事業3・5・102号 家富町堀込線

- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
栃木県足利市通二丁目、南町及び田中町地内
  - (2) 使用の部分  
栃木県足利市通二丁目及び南町地内

(都市整備課)

## 人事委員会

### ○令和4(2022)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠の実施

令和4(2022)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

令和4(2022)年2月1日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

令和4(2022)年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕特別枠を次のとおり行います。

#### 1 職種、採用予定人員等

職種	採用予定人員	職務内容
行政	20名程度	知事部局、教育委員会事務局、企業局等の本庁又は出先機関(県立学校を含む。)に勤務し、各種施策の企画立案、許認可等の様々な一般行政事務に従事します。

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

6月19日(日)実施予定の栃木県職員(大学卒業程度)採用試験との併願が可能です。

〔行政〕特別枠試験は、栃木県職員(大学卒業程度)採用試験〔行政〕と試験内容が異なりますが、採用後の差異はありません。

#### 2 受験資格

##### (1) 年齢

平成5(1993)年4月2日から平成13(2001)年4月1日までに生まれた人  
ただし、次の場合を含みます。

ア 平成13(2001)年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人及び令和5(2023)年3月31日までに卒業見込みの人

イ 栃木県人事委員会がアと同等の資格があると認める人

##### (2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場所	合格者発表 ※3
第一	4月24日(日)	9:00~9:45	栃木県庁本庁舎等 (栃木県庁本館・研修)	第1次合格者は、5月19日(木)(予定)に県庁屋外掲

次 試 験	説 明 基 礎 能 力 検 査 (適性検査を含む) 論 文 試 験	10:00~10:30 10:30~12:20 13:35~15:05	館、栃木県総合文化セ ンター) ※1	示場に受験番号を掲示して発 表するほか、合格者に通知し ます。
第 二 次 試 験	口述試験Ⅰ 口述試験Ⅱ ※2	6月4日(土)、5日(日) のいずれか指定する1日 【同日実施】	栃木県庁研修館	最終合格者は、6月16日 (木)(予定)に県庁屋外掲 示場に受験番号を掲示して発 表するほか、合格者に通知し ます。

※1 第一次試験会場は、当日の受付時に指定します。(受験者受付：栃木県庁本館1階ロビー)

※2 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会PC版ホームページ  
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)及び  
栃木県人事委員会モバイル版ホームページ  
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>)にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第 一 次 試 験	基礎能力検査 (60分)	75点	一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。 120題出題、全問必須解答。出題分野は、文章読解能力、数的能力、 論理的思考能力、時事・教養、基礎英語です。
	適 性 検 査 (35分)	-	職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
	論 文 試 験 (90分)	75点	表現力、論理性等について記述式による筆記試験を行います。 1,100字程度。 (参考)令和3(2021)年度課題：「デジタル技術の活用による地域課 題の解決に向けた取組について」
第 二 次 試 験	口 述 試 験 Ⅰ (約40分)	110点	あらかじめ提示した課題について受験者1名当たり2分程度(1グ ループ5名程度)で企画提案をした後、受験者間で質疑応答等を行う集 団試験を行います。 (参考)令和3(2021)年度課題：「本県のブランド力向上に向けた取 組について」
	口 述 試 験 Ⅱ (約30分)	240点	主として人物について個別面接試験を行います。
資 格 調 査		-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。  
ただし、基礎能力検査、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基  
準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。  
なお、基礎能力検査が一定の水準に達しない場合は、論文試験の採点は行いません。
- 試験問題(基礎能力検査)の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事  
委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。
- 口述試験Ⅰ・Ⅱの詳細は、第1次合格通知でお知らせします。

5 採用

最終合格者は、令和5(2023)年4月1日採用予定です。

6 給与

初任給（給料）は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。令和4（2022）年2月1日現在、基準となる給料月額は188,700円（4年制大学）です。上位の学歴又は一定の職歴等を有する人には、この額に一定の基準により加算されることがあります。

また、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.5%）、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.30か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

7 受験手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。（インターネットを利用できない方は、3月10日（木）正午までに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）にお問い合わせください。）

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (<a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html</a>)</li> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されますので、必ず内容を確認してください。このメールが届かないときは、申込みがなされていませんので、すみやかに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。</li> </ul>
受付期間 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月1日（火）8時30分～同月22日（火）17時15分（受信有効）</li> <li>・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。</li> <li>・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</li> <li>・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</li> </ul>
受験票 の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。））</li> <li>・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。</li> <li>・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。</li> </ul>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。）

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点（基礎能力検査が一定の水準に達しない受験者については、論文試験の得点を除く。）、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		